会　議　録

会議の名称	平成２３年度 　小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第４回）
事　務　局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成２４年２月９日（木）午後６時００分～８時１８分
開催場所	小金井市役所第二庁舎８０１会議室
出　席　者	別紙のとおり
傍聴の可否	◯可　・　一部不可　・　不可
傍聴者数	０人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	１　開　会 ２　平成２３年度第３回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について ３　個人情報保有等届出状況の報告について ４　諮問事項 ５　その他 ６　次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎６階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎４階）備付けの議事録に添付してあります。
そ　の　他	

平成２３年度第４回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

１　日　時　　平成２４年２月９日（木）午後６時～８時１８分

２　場　所　　第二庁舎８０１会議室

３　内　容

⑴　平成２３年度第３回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

⑵　個人情報保有等届出状況の報告について

①市職員子ども手当支給業務（職員課）　②住民基本台帳関係業務　③市民活動団体等リストの管理業務　④個人市民税・都民税賦課業務　⑤災害時要援護者支援業務　⑥家具転倒防止器具等取付事業業務　⑦市職員子ども手当支給業務（庶務課）　⑧電子申請システム変更届　⑨基幹系住民記録システム変更届　⑩給与支払報告書変更届　⑪受託事務の廃止に伴う廃止届一式（水道課）　⑫生活安定応援事業業務廃止届

⑶　諮問事項

諮問第２５号　電子申請システムについて

諮問第２６号　基幹系住民記録システムについて

諮問第２７号　仮住民票システムについて

諮問第２８号　法務省と市区町村との外国人情報連携システムについて

諮問第２９号　電子申告等受付システムについて

諮問第３０号　法務省と市区町村との外国人情報連携システムのオンライン接続について

諮問第３１号　電子申告等受付システムのオンライン接続について

諮問第３２号　電子申請システム業務委託について

諮問第３３号　平成２４年度小金井市市民協働支援センター準備室委託について

諮問第３４号　電子申告等受付システムのオンライン接続委託について

諮問第３５号　障害者地域自立生活支援センター運営委託について

⑷　その他

ア　次回の日程について

４　出席者

【委　員】

松　行　康　夫	遠　藤　圭　司	仮　野　忠　男
嶋　田　一　男	白　石　　　孝	塩　川　洋　史
篠　崎　　　潔	多　田　岳　人	中　里　成　子
西　口　　　守	畠　山　重　信	望　月　　　皓

【市　側】

本多総務部長

＜職員課＞

関職員課長　　　　　　鈴木職員課長補佐

二井本給与厚生係長　　内村給与厚生係主事

＜庶務課＞

河田庶務課長補佐　　　倉澤庶務係主任

＜市民課＞

若林市民課長　　　　　林市民課長補佐

富岡市民係主事

＜コミュニティ文化課＞

鈴木コミュニティ文化課長　　岩佐文化推進係主事

＜市民税課＞

本木市民税課長　　　　杉野諸税係長

＜資産税課＞

荒川家屋係主事

＜地域福祉課＞

梶野地域福祉課長　　　小堀地域福祉係長

廣田地域福祉係主任

＜介護福祉課＞

高橋介護福祉課長

＜情報システム課＞

菅野情報システム課長　　小泉情報システム係長

＜ごみ対策課＞

井上清掃係長　　　　　竹内清掃係主事

＜水道課＞

内田水道課長　　碓井庶務係長

＜障害福祉課＞

堀池障害福祉課長　　藤井障害福祉係長

＜総務課＞

小林総務課長　　白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

０名

【会　　長】

ただいまから、平成２３年度第４回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前でございますが、本日出席予定の白石委員が２０分程度おくれるという連絡を事務方に受けております。御了解のほどお願い申し上げます。

まず、「平成２３年度第３回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。

既にお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ございますか。

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第９条第３項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが１９件、届出変更に関するものが３件、届出廃止に関するものが１６件となります。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますものは、条例第１４条に基づく、「電子申請システムについて」、「基幹系住民記録システムについて」、「仮住民票システムについて」、「法務省と市区町村との外国人情報連携システムについて」、「電子申告等受付システムについて」、条例第１５条に基づく、「法務省と市区町村との外国人情報連携システムのオンライン接続について」、「電子申告等受付システムのオンライン接続について」、条例第２７条に基づく、「電子申請システム業務委託について」、「平成２４年度小金井市市民協働支援センター準備室委託について」、「電子申告等受付システムのオンライン接続委託について」、「障害者地域自立生活支援センター運営委託について」の合計１１件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

【会　　長】

承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課

職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始１９件、廃止１６件、変更３件でございます。

１ページが部課別の明細です。２ページ目からは、その内訳となっております。

備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項の説明の際にあわせて御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次御報告させていただきます。４ページを御覧ください。

新しい子ども手当において、その支給が実施されるということで、前回の審議会において、手続に関して必要な個人情報の保有届を報告させていただいております。今回の届出は、市の職員への子ども手当の支給に関するものでございます。

１９ページをお開きください。子ども手当の支給に関する法律では、公務員に関する特例がございまして、地方公務員への支給に関しては、居住地でなく、地方公務員が所属している地方公共団体が支給するという、別の規定になっています。そのため、給与事務を担当する職員課と、教育委員会の給与事務を担当する庶務課からの届出でございます。かかる手当の支給に当たっての新しい申請書等、各様式でございます。

４ページにお戻りください。届出番号０７－２１８「子ども手当認定請求書」から、５ページの届出番号０７－２２２「未支払子ども手当請求書」までが、今回の特別措置法の施行に伴い、１０月１日から様式が変更されたことにより、新たに届出するものでございます。

個人情報の内容といたしましては、別紙として１４ページから１８ページに掲載しております。様式につきましては、様式類集１ページから１０ページになります。

追加される主な個人情報は、子供の海外留学をしている場合の出国年月、未成年後見人・父母指定者・同居父母等の情報が新たに入ってきております。詳細は各届出番号の個人情報の項目を御覧ください。

次に５ページ、届出番号３０－９３から、７ページ、３０－９７までにつきましては、教育委員会分で、内容、様式はすべて職員課と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【中里委員】

個人情報の記録の方法といたしまして、文書と電磁的記録とございますが、これは電子媒体でも置いておいて、紙媒体でも保存してあるということですか。

【職員課長補佐】

今回保有する新しい個人情報に関しましては､紙媒体のみの保有でございます。紙媒体で支給の決定をし、その支給結果である支給情報のみシステム管理をすることになっています。

【会　　長】

他に何かございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、８ページを御覧ください。届出番号１７－５４５「災害時要援護者申請書」から、次のページの届出番号１７－５４６「小金井市災害時要援護者個別支援プラン」まで、関連しておりますので一括して説明いたします。地域福祉課の案件でございます。様式類集は、１２ページから１４ページでございます。

保有届にお戻りください。２２ページ、災害時要援護者支援事業の概要でございます。次ページ、災害時要援護者情報の収集・提供の流れを図にあらわしたものでございます。

災害時要援護者支援事業については、平成２０年度に、外部提供等について本審議会へ諮問し、平成２１年度から小金井市災害時要援護者名簿を保有しておりますが、小金井市民生委員・児童委員協議会へ本人から提出されました「災害時要援護者申請書」を市でも保有し、活用することにより、「小金井市災害時要援護者個別支援プラン」を作成し、災害時に避難支援する関係部署で災害時要援護者情報を共有するものでございます。

８ページにお戻りください。届出番号１７－５４５「災害時要援護者申請書」で保有する個人情報は、担当民生委員氏名、要援護者の住所、電話番号、氏名、性別、生年月日、年齢、世帯の状況、障害の有無・程度、かかりつけ医、欠かせない薬・保管場所、印影、緊急時の連絡先の氏名、続柄、電話番号、親しい隣人の氏名、電話番号、避難場所が記載されます。

９ページ、届出番号１７－５４６「小金井市災害時要援護者個別支援プラン」

で保有する個人情報は、２１ページを御覧ください。氏名、性別、生年月日、電話番号、要支援事由等から、支援者の氏名、住所、電話番号が記載されます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【仮野委員】

この申請書及びプランをつくることにおいて、市民から、個人情報の保護の観点からけしからんというような意見はありましたか。

というのは、これをやろうというときに、以前、本市の担当者から、他の自治体のケース等を挙げて、こういう個人情報を集めるのはいかんという。それから、目的外利用はけしからんという意見が各地で出たわけですが、本市はどのような状況でしたでしょうか。

【地域福祉課長】

この内容につきまして、個別に支援プランをつくる方のところに職員が一人一人訪ねて行って、詳しく説明をして御理解をいただいたところです。中には、ここまで書きたくないという方もいらっしゃいましたので、書きたくない部分につきましては特に書いていただかなくても結構ですと、柔軟に対応しますということで御理解は得てございます。

【仮野委員】

わかりました。

【望月委員】

プランの流れを見ておりますと、プランの保管というのが６か所あるのですね。それぞれが同じデータを６か所で保管されると。その保管について、きちんとやっていただきたいとは思うのですが、このプランの様式の中では「複写禁止」と書かれているのですが、この複写禁止というのは、市のほうで回収して、そこではこの６か所に配る分はコピーをされるのか。そこから先がコピーはだめですよと言っているのか、そこを確認したいと思いまして。

もう１点、いろいろ調べたときに、変更が出ることがありますね。その変更などはどういう形で処理をされるのか、あわせて、教えていただきたいと思います。

【地域福祉係長】

１点目の質問の複写防止についてですが、まず、１枚、個別支援プランを作成していただきまして、こちらの用紙を一時市のほうに預からせていただいて、そちらのコピーを複写防止用紙にさせていただいて、その複写防止用紙にコピーを

したものを皆さん、支援者の方、要援護者の方たちにお渡しします。複写防止用紙にコピーされたものについては、そちらを複写したときにはコピーですという表示が出るようになっております。

２点目の、変更が出たときということですが、こちらにつきましては、個別支援プランを作成する際に、内容について変更がありましたら支援者の方に御連絡をお願いしますということをお願いして、なるべく情報については正しい状態を保っておきたいと思っております。

【望月委員】

わかりました。

【篠崎委員】

個人情報記録の保存年限が、年数が書いてあるのはわかるのですが、常用とか長期（継続）というのはどういう意味なのでしょうか。

【総務課長】

総務課から回答させていただきます。こちらは、総務課で定めている文書管理規程という文書の保存規定に基づき設定されているものでございます。１年、１０年というのは、文字どおり１年、１０年ということです。「長期」につきましては、１０年以上で、また、「永年」というのがございまして、永年ではない中で、必要な期間保有するという意味での長期という意味でございます。

【篠崎委員】

長期（継続）というのは、１０年以上ということですか。

【総務課長】

そうですね。１０年以上で永年ではないということで、用途がなくなり次第、１０年を過ぎていれば廃棄できるという。

【篠崎委員】

なるほど。常用というのはなんですか。

【総務課長】

常用は、保管せずに、事務所のところに置いて、基本的に１年を経過したものというのは、各課から総務課に引き継ぐ形で、文書保存倉庫にしまわれるのが通常の文書の流れでございますが、常用というのは、そこで引き継がずに、事務所の中で常に使えるような状況に置くということです。

【中里委員】

保管の場所に関連してですが、１年を超すと、その保管場所にあるということ

ですが、これが「永年」になった場合でも同じ保管場所ですか。

例えば国ですと、移管をして公文書館に入れるとシステムがありますが、小金井市は、例えば都と一緒になって東京都の公文書館に入れるとか、そういうこともあるのですか。

【総務課長】

こちらは、同じ倉庫の別の場所にあるものなのですが、「永年」というのはそこに保存されているということですから、必然的に増えていって、現在はまだ余裕があるのですが、いつかはいっぱいになるということですが、状況としては同じ場所に保存するものでございます。

【畠山委員】

東日本大震災で小金井市に相当数の方が避難されていらっしゃると思います。この方たちが、今回の災害時要支援者支援事業の中に組み込まれているのかどうか。実際もう避難していますよね。この人たちの人数や状況というのは、市で状況をとらえていると思うのですが、その点がわかれば教えていただきたいです。

【地域福祉課長】

私どもが今取り組んでおります災害時要援護者支援プランで災害時の要援護者というのは規定がございまして、高齢である方、あと高齢の一人暮らしですとか、介護の必要な方ですとか、障害のある方とか、そういう方ですので、特に避難されてきた方の中に合致する方がいれば、この災害時要援護者にはなっていらっしゃると思うのですが、特に避難されてきた方を限定してやっている事業ではありませんので、その中にはいらっしゃるかもしれませんが、そこまでの把握は私どもしておりません。

【遠藤委員】

今後、要援護者の概念とは変わり得る余地があるのかということと、今、要援護者の対象の方は本人の同意に基づいてやっていて、同意がない方は特に今は要援護の対象になっていないということでしょうか。

【地域福祉課長】

概念につきましては変わると思います。今申し上げましたような条件で、今のところ要援護者ということでやっておりますが、この先、妊婦の方ですとか小さいお子様ですとか外国人の方も対象になるのではないかという御意見もいただいておりまして、とりあえずは今定めている災害時の要援護者で個人支援プランをつくっていきますが、進めていくうちに広がっていくものと思ってございます。

あと、同意はやはり必要ですので、同意はいただいております。ただ、そのほかの部分で見守りが何かできないかとか、この事業の中で考えております。

【多田委員】

この情報を保管してある場所の耐震性や、倉庫の鍵の保管責任権者とかはどなたですか。

【地域福祉課長】

保管場所でございますが、この建物の２階、私どもの地域福祉課の事務室の保管庫に入ってございます。鍵の施錠責任者は課長である私となってございます。

建物の耐震性は、私どもの所管ではないので、申しわけございません。

【会　　長】

よろしいでしょうか。特になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

９ページでございます。届出番号２７－８６「家具転倒防止器具等取付事業利用申込書」から、１０ページ、２７－８８「家具転倒防止器具等取付事業名簿」まで、３件関連しておりますので、一括して説明させていただきます。介護福祉課の案件です。様式類集は１５ページから１７ページになります。

家具転倒防止器具取付事業につきましては、平成１９年度に本審議会に委託等をお諮りし、平成２０年度から１年間、介護福祉課が行っておりましたが、市長会で補助金が助成されるのを受け、事業を引き継ぐ形で地域安全課が助成対象者を広げた形で、平成２１年度から平成２３年度まで行っておりました。今年度末で市長会の補助金の助成がなくなることから、介護福祉課へ事業を戻し、対象者を高齢者に絞って行うものでございます。

地域安全課の様式については、そのまま介護福祉課に事務移管され、保管され、介護福祉課は書式を新たに保有するものでございます。

９ページ、届出番号２７－８６「家具転倒防止器具等取付事業利用申込書」で保有する個人情報は、２５ページの別紙を御覧ください。申込者の住所、利用者との関係、氏名、電話番号、利用者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、世帯区分、家屋の種類、取付希望家具名、親族等が記載されます。

次に、届出番号２７－８７「家具転倒防止器具等取付事業実施依頼書」で保有する個人情報は、２６ページの別紙を御覧ください。利用者の氏名、世帯区分、住所、電話番号、連絡先の氏名、利用者との関係、電話番号、家屋の種類等が記

載されます。

１０ページにお戻り下さい。届出番号２７－８８「家具転倒防止器具等取付事業名簿」で保有する個人情報は、利用者の氏名、住所、電話番号、世帯、取付器具等が記載されます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【仮野委員】

説明の中で、何かから何かに変わったから改めて手続をとるとおっしゃいましたが、そうであれば、前の届出をそのまま延長すればいいので、改めてこの申込書や依頼書や事業名簿は要らないのではないかと思ったのですが。

【介護福祉課長】

個人情報の保有に関しまして、所管課が変わるということもございまして、また、先ほど御説明をさせていただいたとおり、事業内容につきましても地域安全課から介護福祉課に変わることによりまして、変更がございますために、所管課が異動するということでお願いしているところでございます。

【仮野委員】

事業対象者は同じ市民でしょ。担当課が変わっただけで、改めて３種類の届出手続をとる必要があるのか。それは二重手間というか、余計なことをやっているのではないかという気がするのだけれども。データをそのまま、地域安全課から介護福祉課に持っていけばよいのではないですか。もちろん、介護福祉課は新たに個人情報を保有するわけですから、介護福祉課で個人情報の保護はしっかりやります、という話ではないかと思うのですが。

【介護福祉課長】

事業内容を変更するに当たって、個人情報の保有のありかの明確化ということもありましたが、審議会への届出報告が必要ないということであれば、後ほど総務課と相談をさせていただいて、検討させていただければと思います。

【総務課長】

総務課でございます。届出の報告ということで、届出様式の所管が変わっておりますし、対象者を高齢者に絞っているという変更点もございましたことから、審議会のほうに御報告をさせていただくのが適当と考えて、今回、所管課のほうから、協議しまして報告事項とさせていただいたものでございます。

【仮野委員】

以前の対象者は高齢者だけではなかったのですか。それを狭めたのですか。

【総務課長】

市長会の関係で、地域安全課の際には、対象者を広げた形になっていまして、それをもとに戻すということで、広げたものを縮めるという形になったのが今回でございます。市長会での助成の対象者というのは、高齢者ではなくて、広い範囲だったと。どこまで広かったか今はわからないのですが、介護福祉課で扱う対象者よりは広いものであったということです。

【仮野委員】

それは年限が過ぎたので、高齢者の、当然ながら亡くなった方もおられるかもしれない。新しいデータをそろえて、個人情報を保護しようという説明をしてもらえれば、ああそうかと腑に落ちるのだけれど。そこを説明してください。

【総務課長】

対象者を新たに定めて、介護福祉課のほうで保管するため、報告させていただくものでございます。

【仮野委員】

高齢者に限ってね。そうすると７５歳以上ですか。

【介護福祉課長】

６５歳以上です。

【仮野委員】

わかりました。

【会　　長】

よろしいでしょうか。特になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

１１ページ、届出番号２４－１２から２５－２３までの、廃止の届出になります。水道課の案件でございます。全部で１３件になります。

１３ページ、廃止届内訳を御覧ください。水道施設事故及び所管車両事故処理業務、水道職員表彰業務、給排水管整備・維持・管理業務、水質検査業務について、今まで紙ベースや磁気テープ等で保有していた各様式・システムについて、市の受託事務が廃止され、業務が東京都へ移ることに伴い、様式・システムを使用しない、または移管することによる廃止届でございます。

【会　　長】

御質問、御意見、あればお受けいたします。

【多田委員】

この廃棄方法の溶解というのはどういうスタイルですか。

【総務課長】

溶解とは、市の文書を廃棄する際に、リサイクル工場へ持って行きまして、個人情報が入っていますので箱ごと密閉した状態で、職員同行の上、工場まで運びまして、職員立ち会いのもとで溶解炉、大きな炉ですね、溶かすシステムの中に入れまして、段ボールのまま処理できるという処理をしていまして、溶かしてなくしてしまうという、リサイクル用の炉のようなものに入れる作業でございます。

【多田委員】

紙に生まれ変わらせるためではなくて、スラグ化するということですか。

【総務課長】

基本的には、こちらの契約というのは、溶解して個人情報を消滅させるのが目的でございますが、業者としては、リサイクルしてトイレットペーパーにするような事業も行っているところでございます。

【多田委員】

シュレッダーしなくて溶かすということですね。

【総務課長】

シュレッダーではなく、段ボールのまま溶かしてしまうというものです。

【会　　長】

この件につきましては、少し前の審議会で具体的に、紙もしくは電磁媒体に載せられた情報は、末端の処理の現場まで、どういうふうにモニタリングしているかを中心に、詳細かつ具体的に、それから職員の現地立ち会いも含め、活発な審議を長時間かけて、この場で行っております。これが、現時点でも当市において業務の中ですべからく実行されているということを、私どもも確信した上で、これに類する廃棄案件についてはお願いというか、見守りをいたしております。

【中里委員】

委託業者を使って、市職員が立ち会いをしているということで了解しました。

【篠崎委員】

間違いなく溶解したという、写真とかはあるのですか。

【総務課長】

写真というのはないですが、工場のほうから溶解証明書というのが出ますので、

正規の証明書をもってあかしとしているというところでございます。

【篠崎委員】

写真か何かが業者のほうから出てくるということはないのですか。

【総務課長】

写真はないです。その炉に入る瞬間まで、職員が立ち会って見ております。

【会　　長】

従前は、そこの末端の、物理的に破壊処理するところまで人間が立ち会って、専属の職員が立ち会うことで責任は遂行するということを、この審議の場でかなり徹底してお願いした経緯がございますので、一つそれを信頼いたして御了解賜りたいと思います。ただし、それが何か不安を感じられるときは、活発に御意見をいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

１１ページでございます。届出番号１７－５３０から、次のページ、１７－５３２までの廃止届になります。地域福祉課の案件でございます。

生活安定応援事業業務について、今まで紙ベースで保有していた各様式について、事業の廃止に伴い使用しなくなったことによる廃止届でございます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

次に諮問事項に移らせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書の１ページを御覧ください。諮問第２５号「電子申請システム」、関連しまして、３０ページ、諮問第３２号「電子申請システム業務委託」をあわせて御説明させていただきます。情報システム課の案件です。３ページからと３２ページからに分けまして資料をおつけしているので、御覧ください。

市では、平成１６年度に本審議会へ「電子申請システム」及び「電子申請システム業務委託について」お諮りしておりますが、ごみ対策課が所管する枝木・草葉回収申し込み及び粗大ごみ回収申し込みについて、直接窓口や電話等による申し込みを行ってきたところですが、申し込みの窓口を広げるため、今回、電子申

請による窓口を追加し、インターネット等で２４時間３６５日、自宅等から申し込みを可能とし、市民の利便性を向上するため諮問するものでございます。

個人情報の追加内容につきましては、諮問書の２ページ及び３１ページにそれぞれおつけしているところでございますが、表の下２行分、左に追加の「追」と書きまして網かけをしている箇所が該当箇所でございます。

個人情報の項目は、ＩＤ、パスワード、メールアドレス、住所、氏名、電話番号、その他になります。

保有届にお戻りください。１０ページでございます。こちらは届出番号０３－５６「電子申請システム」の変更の届でございます。追加される個人情報の項目は、諮問の２ページと３１ページの表の網かけの部分と同様でございます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

よろしいですか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

４ページでございます。諮問第２６号「基幹系住民記録システムについて」、７ページ、諮問第２７号「仮住民票システムについて」、９ページ、諮問第２８号「法務省と市区町村との外国人情報連携システムについて」、１２ページ、諮問第３０号「法務省と市区町村との外国人情報連携システムのオンライン接続について」、関連しておりますので一括して説明させていただきます。市民課の案件です。資料につきましては１４ページからおつけしておりますので、御覧ください。

平成２１年７月交付の改正住民基本台帳法が、平成２４年７月から施行されることに伴い、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳に外国人が記載されることとなり、外国人にも住民票が作成されることから、「基幹系住民記録システム」に外国人情報を追加することから変更するものでございます。

また、外国人を住民基本台帳に記載する業務を円滑に行うために、仮住民票の作成が定められており、これに対応するため、「仮住民票システム」を作成するものでございます。このシステムは、住民基本台帳に登録される外国人の方へ、仮住民票の送付を行い、住民情報の修正の有無の周知等を行うものです。

加えて、今回の改正により、外国人の方に関して、法務省が在留資格等の情報を、市区町村が住所等の情報を管理し、相互に情報の提供を行うため、法務省と

市区町村との外国人情報連携システム専用の端末を、法務省の契約した業者が市へ設置し、ＬＧＷＡＮを介してオンラインで接続するものです。また、データのやりとりについては、直接市のシステムとはオンラインでつながず、パスワードつきのＵＳＢで行うものです。１５ページが今回の法改正の全体の流れでございます。１６ページに説明の資料をおつけしておりますので御参照ください。

５ページにお戻りください。「基幹系住民記録システム」の個人情報の記録項目になります。「追加」と書かれている項目が、今回の改正により追加されるものでございます。

続きまして８ページを御覧ください。「仮住民票システム」の個人情報の記録項目になります。世帯情報と個人情報になります。

１０ページを御覧ください。「法務省と市区町村との外国人情報連携システム」の法務省通知、市町村通知、ＩＣチップ読み取り項目、ＩＣチップ記録項目の、おのおのの個人情報の項目になります。

１３ページを御覧ください。「法務省と市区町村との外国人情報連携システムのオンライン接続」で結合する個人情報の記録項目になります。内容はシステムのものと同様になります。

保有届にお戻りください。７ページ、届出番号０９－１４１「仮住民票システム」になります。追加される個人情報の項目は、諮問の８ページと同様になります。届出番号０９－１４２「法務省と市区町村との外国人情報連携システム」になります。追加される個人情報の項目は、先ほどの諮問の内容と同様になります。

１０ページ、届出番号０３－４３「基幹系住民記録システム」の変更届になります。こちらの追加される個人情報につきましても、諮問と同様になります。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【望月委員】

法改正によるものだと思いますから、各市がそれぞれ同じような形で進んでいると思います。その中で、小金井市では特別に事情があって、この部分だけはちょっと違っているところがあれば御説明いただきたいと思います。ほかは各市と同じという解釈でよろしいのでしょうか。

【市民課長】

各市と違うところはございません。基本的に同じものをやってまいります。

【畠山委員】

１６ページに仮住民票システムの運用及び概要について「一部法改正施行後、本システムの運用は」とありまして、最終的に削除される予定であると。その詳細な日程等については、今後「システム管理元である株式会社ＧＣＣとの協議による」とありますが、この削除された後、要するに、本システムに移行されたあとは、この仮住民票システムというのは廃止されるのでしょうか。

【市民課長】

廃止されます。

【白石委員】

１５ページの全体像の中に、ＵＳＢが出てきていますね。それ以降、いろいろな説明の中にもでてきているのですが、ＵＳＢの役割仕組みとしてもう少しわかりやすく説明していただけますか。それがどういう形で機能しているのかというのが見えないです。

【市民課長補佐】

１８ページの図１のところ、外部記憶媒体というところがＵＳＢです。表現としてＵＳＢというのがございませんでした。書き添えていただければと思います。

あと、図３のところ、法務省通知の双方向に矢印が出ていると思いますが、これが情報連携端末とやりとりを行うためにＵＳＢを使うということで、やる内容としまして矢印が出ております。それで、情報連携端末と市の既存の住基端末とやりとりをしますので、まずそこの部分が、既存の住基のところの絵がここには入っておりませんので、右側に既存住基という箱をかいていただきまして、そこのところにＵＳＢが出てくるというところでございます。

【白石委員】

どこへ図示されているかという説明以上に、そのＵＳＢがどういう役割を果たすのか。例えば、普通であれば、常時接続でファイアーウォールを設置して、ガードをかけてという形が普通だと、住基ネットでもそうなのですが、この場合は、要するにＵＳＢということは、常時接続、オンラインではなくて、必要に応じてというようなことですよね。そういうことも含めて説明をしていただきたい。

【市民課長補佐】

ＵＳＢにつきましては常時接続ではございません、ＵＳＢ自体にファイアーウォールが組こまれておりまして、その運用につきましては、いわゆるメモリの紛失ですとか情報漏洩に備えるため、相互通知を行うために使用する場合は、ＵＳＢメモリ使用名簿に使用履歴、使用者、日時、使用目的、データ確認を記載して

管理を行います。

また、紛失を防ぐ、紛失を防ぐ手立てとしましては、メモリに大型ストラップをつけるなどしまして、それを落としたときには音が鳴るとか、対策をしたいと思っております。

もちろん、保管に関しましては、業務時間外には鍵のかかるキャビネットに保管します。

【白石委員】

要するに、法務省はどういう説明をしているのかがよくわからないです。資料を拝見しても、何でＵＳＢを使うのか意味がわからないと。そこを説明してください。

ログ管理をするためだけなのか、それとも、要するに、普通だったらデータのやりとりというのは、執務時間以外はもちろん使わないとしても、少なくとも毎日、法務省サイドが持っている出入国管理なり在留管理は発生するし、市でも、在留外国人、３か月以上居住の在住外国人の動きは毎日あるわけですよね。それが、要するにファイアーウォールをつけた上でのオンラインではなくて、なぜＵＳＢで処理をするのかという意味がよくわからない。

おっしゃるように、ＵＳＢは小さなものですから、紛失する可能性のほうがあるのでと思います。法務省が何でこういう選択をしたというような説明をお受けになっているのかを聞きたい。

【仮野委員】

今の質問との関連で、これはＬＧＷＡＮで、小金井市と法務省が直接的に結ばれるわけでしょう。ＵＳＢメモリといったらこんなもので、市内でも学校の先生が成績の入ったＵＳＢメモリをどこかで落としたという話がありましたね。私は、そんなメモリを持ち歩いたらどこかに落としてくるのでないかと心配するのですよ。このＬＧＷＡＮがつながっているはずなのに、なぜその間にＵＳＢメモリを使用するのですか。それはどうしてなのですかという、それではＬＧＷＡＮでつながっている意味がないのでは。

【会　　長】

ＵＳＢを、国のシステムといえ安易に用いる、用いなければ国と地方自治体との安全で能率的な連携ができないというのが、これまでの社会的事件を振り返ってみると、説明なしには、安易にすぐ「そうですか」と言う勇気がちょっとない。

【嶋田委員】

ＵＳＢはパスワードつきでと書いてあったので。パスワードって絶対安心だと思っているかが１つですね。万が一を考えて保護するわけで、どうして大丈夫と言い切れるかというところが、市民として知りたいところだと思うので。法務省から大丈夫だという理由を聞いてくれば、担当者として答えようもあるし、審議する以上ここは聞きたいところです。私はかえって安全ではないと思う。

【会　　長】

ただいま３委員から、同じ事項を、アングルを変えて御意見があったわけですが、担当課、この件は安心して、きょう我々が了承と言える、説得できる説明を、会長としてもお願いしたいと思います。

【白石委員】

法務省が選択をしたその理由を知りたいのです。

１８ページの説明を読むと、大きな２番、既存住基データベースの連携方法で、このＵＳＢによる連携ですよと。情報連携端末内部の法務省のフォルダーに蓄積された法務省のファイルをＵＳＢに落としますよと。今度は市町村のほうのファイルもこのＵＳＢに入っていますよという。だから、ＵＳＢにそれぞれのデータが入るわけですね。なおかつログ管理をするという、かなり高度なＵＳＢなのだけれど、あえてＵＳＢを選んだという意味がちょっとわからないです。

【仮野委員】

そのＵＳＢの説明については２３ページの一番上、（1）外部記憶媒体（ＵＳＢメモリ）、「法務省からの基準により、パスワードによるロック機能、暗号化機能が付加されたものが必須となり、それに加えてさらに」云々とあります。

【白石委員】

これは説明しているだけなのですよ。

【仮野委員】

説明しているだけで、それだけ高度なものではあるのだよね。と言っているのだけれど、一体何のために必要なのかというのがわからない。

【嶋田委員】

それと、何個ぐらいでリアルタイムにやっているのかというと、えらい通信が行ったり来たり。大変なことをリアルタイムでやるのかも知りたい。

【市民課長補佐】

リアルタイムの関係の部分ですが、時間を決めて、必要に応じて１日２回行うものであります。

【嶋田委員】

誰がやるの。

【多田委員】

１日２回、ＵＳＢを差し込んだときにファイルが落とされてくるということじゃないですか。

【市民課長補佐】

蓄積されているものをとりにいくという形になります。

【仮野委員】

とりにいくの？誰かが法務省まで。

【市民課長】

各市町村で、この時間帯は選択ができまして、各市町村で、例えば私どもだったら９時にとりにいくと。それでまた夕方の５時にということで、それは各市町村が時間を選べる形になっております。時間は一定しておりません。

【仮野委員】

とりにいくときに、ＵＳＢメモリを持っていって。そうじゃないのですか。

【市民課長】

各市町村に法務省から提供される連携端末がありますので。その連携端末の中にＵＳＢメモリを差し込むわけです。それを差し込みまして、法務省のデータをとりにいきまして、住基の端末に連携するわけです。

基本的に、住基ネットはほかのどことも連携はしませんので、法務省もＵＳＢメモリをもって介するという形をとっているのではないかと思います。

【白石委員】

今の御答弁がかなり近いかと思うのです。要するに、オンライン接続が禁止されている何らかの法的根拠があるから、それをクリアするためオンライン接続ではない方法で、苦肉の策で出したのかなということかと思うのですが。

【会　　長】

これは法律上の、法の解釈の問題だから、事務方から明確にその点を、法を典拠にして、ＵＳＢというつなぎの媒体が、セキュリティは高い管理のもとにあるのだとはっきり述べていただくと、我々は「そうですか」ということで、「お願いします」になるのだと思うのですが。

【仮野委員】

そうすると、小金井市の担当者が霞が関の法務省まで行くのですか。

【市民課長】

いえ、法務省から各市町村に連携端末機というものが設置されますので、その中にＵＳＢメモリを差し込むわけです。ですから、法務省からそのデータが来ているわけです。それをＵＳＢに落とすということです。

【仮野委員】

そこでＵＳＢを差し込んで、法務省からのデータを取り込んで、そのＵＳＢを外して、今度はうちのデータへ入れると。

それがよくわからないな、住基ネットとの絡みと。

【白石委員】

担当の方が手を挙げられているので、ちょっと説明を聞きたいのですが。

【会　　長】

では説明をお願いします。

【市民課主事】

当該法改正の全体像の図の１５ページです。右下に書いてある「法務省と市区町村との外国人情報連携システム」、これが法務省から各市町村に配られる端末になります。この端末と法務省はＬＧＷＡＮでつながり、各市町村に配られる情報連携端末と、小金井市が持つ既存「住民記録システム」、この間がＵＳＢで接続されます。なので、ＵＳＢの移動は市民課の執務室内だけになります。法務省から配られる端末に差して、法務省からデータをとってきて、情報連携端末からデータをＵＳＢで取り出して、今ある既存「住民記録システム」にその情報を反映させる。小金井市にある既存「住民記録システム」と情報連携端末をつなぐものがＵＳＢになります。なので、外に持ち出すものではございません。

【会　　長】

持ち出すべきものではないけれども、物理的には持ち出せるわけですよね。違法行為として。そこのセキュリティを含めて、トータルにどういうふうに合理的に判断すればいいのかというのは、はっきりさせないといけないと思います。

【市民課主事】

担当者レベルとしては、ＵＳＢは小さいものなので、逆になくしかねないと思いますので目印になるように大きなストラップをつけたり、鈴をつけたりまでは考えているのですが、ほかに、物理的になくさない方法というのはこれから検討させていただきたいと思います。

【白石委員】

市民課の中の創意工夫や努力とかは引き続きやっていただくのでいいと思うのですが、要するに法務省が、あるいは住民票を管理している総務省が、かなり直近まで具体的なシステムを都道府県や市区町村に示さなく、やっと去年後半ぐらいから実務が動いてきたという経過を私はある程度聞いています。

やはり法務省なり、法務省から直接説明を聞いた都道府県が、きちっとした説明をどこかでしてくれないといけないのかなと思っています。小金井市だけに言っていることじゃなくてね。

ＬＧＷＡＮとはローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークですよね。ＬＧＷＡＮはもう隅々までつながっていますと。それから別に住基ネットがバーチャル専用回線でつながっていますと。なおかつ、市区町村が持っている住民基本台帳のデータベースと住基ネットはイコールでなくて、住基ネットを別に管理して、そこからファイアーウォールを通して全国とつながっているという、こういう二重三重の構造をしている中で、全部オンラインなんです。なぜここだけオンラインじゃないのかと。あえてＵＳＢを媒体として、オンラインでなくて人間がその情報のやりとりをするのか、そこの説明を聞きたいと繰り返し申し上げているのです。

もし今日、自分が担当して、そこまで東京都なりから説明を受けていないということであれば、後日改めて、こういう説明になっていますということを文書で委員に郵送していただくか、あるいは次回、多分７月の前でしょうから、そのときにもう一度きちっとそこを説明していただくか。そういう扱いをしていただければいいのかなと思うのですが。

【会　　長】

この案件を処理しないと次の審議に移れませんので、持ち越すわけにも、時間的にこれは全国一斉に時間を決めて行われる予定案件になりますので、審議を棚上げにするわけにはまいりませんので、今言った説明が担当課、もしくは総務部長さんの管理のもとでできるかどうか、その決意のほどを聞かせてください。

【市民課長】

それでは、法務省のほうに、その点について伺いまして、皆様に御通知をお出ししたいと思います。

【会　　長】

ＵＳＢを使うオンラインによらない接続ですね、法の解釈の本省側における視点がきっと入っているのではないかと推量できますが、基本的にこれは全国一斉

に行われるはずのシステムでございますので、後で、委員に可及的速やかに、本省と連絡をとった上で納得のいく説明の通知をいただくということを含みまして、この案件を承認したいと考えます。よろしいでしょうか。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

１１ページ、諮問第２９号「電子申告等受付システム」、２９ページ、諮問第３１号「電子申告等受付システムのオンライン接続」、あわせて、６２ページ、諮問第３４号「電子申告等受付システムのオンライン接続委託」になります。関連しておりますので、一括して説明させていただきます。市民税課、資産税課の案件でございます。６３ページから資料をおつけしておりますので御覧ください。

市では、給与支払報告書、法人市民税、各種申告書、固定資産税（償却資産申告書）について、今まで紙ベースで保有していたものを、今回、電磁的方式による授受を行うため、指定法人、社団法人地方税電子化協議会が運営する、地方税ポータルセンターと連携し、ＬＧＷＡＮ回線を利用して小金井市に設置する各クライアント操作端末と、登録委託先事業者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバーを接続し、「電子申告等受付システム」に係るデータの送受信を行うアプリケーションサービスプロバイダ方式によるコンピューターサービスを使用するものでございます。

扱います個人情報の対象は給料支払報告書になりますが、氏名、生年月日、住所、所得金額の内容、納税額等所得控除の内容、受給者番号、障害の程度、有無、給与支払者の状況、中途就退職の状況になります。

契約上の個人情報の取り扱いに係る事項は、６８ページの７及び８に。また、今回の委託に関しましての個人情報取り扱い特記事項を７０ページ以降に添付しておりますので御覧ください。

おそれいります。保有届にお戻りください。８ページ、届出番号０４－５０「電子申告等受付システム」になります。個人情報の内容は、諮問の１１ページ、記録項目と同様でございます。

１１ページ、届出番号０４－１９「給与支払報告書」の変更届になります。変更内容は、個人情報の対象となる個人の範囲を法改正に合わせたこと。今まで紙ベースで保有していたものが、今回の電子データ化に伴いまして、保存方法に電磁的記録を追加したものでございます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

例えば６３ページの図なのですが、電子化前の現在は、給与支払者に株式会社や法人が現在、源泉徴収票を基本的には紙ベースで作って、それを報告書として税務署に提出していますよね。それを、給与支払者が全部電子化するというのは、任意で行われるのですか、来年度からいっぺんに切りかわってしまうのですか。

【市民税課長】

こちら、報告をいたします企業にとりましては、任意規定になってございます。ただ、企業が大きくなればなるほど、非常に管理に手間暇が膨大ということになりまして、効率化の観点からこのような仕組みが生まれたものでございます。

また、平成２４年度税制改正大綱におきましては、地方税の給与支払報告書の提出につきましては所得税と同じ扱いになるわけですが、書類が１，０００件以上ある大量のものにつきましては、平成２６年度より、このｅＬＴＡＸを利用しました方法か、電磁記録媒体のどちらかで提出するということが義務規定ということになります。

ただ、添付する書類等が少数なものにつきましては、これまでどおり紙ベースでの提出も認められるというところでございまして、市といたしましては、双方のやり方をもって受け入れさせていただくということでございます。

【白石委員】

わかりました。

【会　　長】

ほかにございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

５７ページをお開きください。諮問第３３号「平成２４年度小金井市市民協働支援センター準備室委託について」です。コミュニティ文化課の案件でございます。

市では、小金井市協働推進基本指針等に基づき、市民活動団体等と行政との協働の支援、協働事業の情報発信、市民活動団体等と行政の間や、市民活動団体等相互間に協働ネットワークの形成の支援や、市民活動団体等リストの管理業務の委託を行うものです。委託の内容は、相談、コーディネート、情報の収集、情報の発信、協働の推進、市民活動団体等リスト管理になります。

個人情報の取り扱いに係る事項は、代表者名、連絡担当者名、連絡先電話、連絡先ＦＡＸ、連絡先住所、Ｅメールアドレスになります。個人情報の取り扱いについて、６０ページに添付しておりますので御覧ください。

おそれいります。保有届にお戻り下さい。８ページ、届出番号１３－２３「市民活動団体等リスト」になります。個人情報の内容は諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【篠崎委員】

諮問事項の５７ページに「コーディネート」とありますね、日本語で説明できないのかなと思って。

【コミュニティ文化課長】

コーディネートの意味についてですが。委託内容の①に、相談ということでございますが、市民活動団体等の方が準備室にいろいろな相談をされた場合に、準備室のほうでこういった団体からこのような相談があったということで、関係部署にその話をつなぐわけです。そのつなぎの意味合いがコーディネートということです。その相談の内容に応じて、行政等の窓口に中間支援組織の役割として、関係部署につなげてさしあげるということで、その意味合いが「コーディネート」と。

【篠崎委員】

あちこちたらい回しにしないで、ぱっと来たら、「これはここだよ」という、その中間的なつなぎ、そういう意味ですか。

【コミュニティ文化課長】

そういった形で御理解いただければよろしいかと思います。

【篠崎委員】

これを何か日本語一言で言うということはないですか。

今の説明を聞けばわかったのですが、これを見ただけでは、「コーディネート」というのはそこまでいかないですよね。「調整」というのが一番近いですか。

【会　　長】

できるだけ、事務方におかれましては、あいまい性を少なくして、揺らがない形で表現を、場合によっては工夫してください。そうお願いしたいと思います。

【仮野委員】

６１ページの、市民活動団体登録用紙に関連して質問ですが、この登録用紙に、非公開希望の場合はチェックを入れる欄がありますが、個人情報を守るという意味なのかわかりませんが、代表者名さえも伏せる場合があるというのは一体何だろうと。これは市と連携しながら、協働する団体ですから、自信を持って会長名ぐらいは出してもいいのではないかと思うのだけれど。それを非公開にするのはどうかという気がしますが、どうですかね。

【コミュニティ文化課長】

委員がおっしゃるとおり、活動団体として表に出して協働を進めていこうというようなことですから、代表者名は、氏名を載せていただきたいところですが、「団体があります」程度の掲載を希望するという団体もあるのではないかということで、一応、私どものほうで、個人情報保護の観点から、非公開希望の場合はチェックを入れてくださいということで入れさせていただきました。実際はおおむね代表者氏名を入れていただいています。

【仮野委員】

もう集計をとり始めているのですか。

【コミュニティ文化課長】

一応、各団体に周知をさせていただいて、集計をしております。

【仮野委員】

私どもは会長名なんか入れたくないという団体は、事前にあったのですか。

【コミュニティ文化課長】

すべて集計しているわけではございませんが、私の把握している範囲ではございません。

【仮野委員】

個人情報を大切にするのは大事ですが、こういう団体は責任感を持っていると思うし、その会長さん方は、代表者の名前ぐらいは出していいと思っているのではないですか。市と協働しようと言っているのだから。あまりにも個人情報保護の観点が行き過ぎると、かえっておかしい面が出てきますよね。事前に過剰に考えたのでは、その辺が気になったものですから。

例えば、災害のときの救援体制をどうするかというとき、やはり個人情報保護で行政の災害時の対応が遅れたとケースがあるのですよ。中央省庁では、高級官僚たちが自分たちの名前以外は個人情報だから出さないとか。過剰な個人情報保護概念が蔓延しているところがありますので、そこはケースバイケースではない

かと思います。

【会　　長】

登録用紙の「公開します」と書いたカテゴリーのうち、団体の分類について、任意団体、ＮＰＯ法人、公益法人等、町会・自治会、その他となっております。明らかにＮＰＯ法人とか公益法人等は、公でありますので、希望する、しないにかかわらず、国あるいは所管官庁・団体等が公開をしております。こういうところが任意で隠すなんていうことは論理上あり得ないですから、質問用紙が、論理的に部分的に自己矛盾をしていると判断をいたしました。

今、仮野委員が、公開と保護をするという、保護と公開の開示との均衡点といいますか､バランスをいかにとるかがよりよき民主主義の運営方法ではないかと、考えるわけでございます。

ですから、アンケート項目の非公開希望ということの判断について、一工夫、意見も含めて、希望も含めて、考慮していただけたらと思うのですが、担当課、一言御説明をお願いします。

【コミュニティ文化課長】

御指摘いただきました意見を考慮しまして､今後改善していきたいと思います。

【多田委員】

団体の内容を簡単にお書きくださいと、活動の詳細とあるのですが、３０字とか１４０字ですが、両方合わせて七、八十字程度で書いていただいて。その内容で大体活動分野はわかると思うので、この欄も要らなくなるのではないかなと。

【遠藤委員】

実際、ホームページを公開したくないという団体がいるかどうかですよね。ホームページは一般の人に公開して、会の活動なりを広く知ってもらうためですから。実際こういうのも、この用紙の中での論理矛盾がある、ちょっとおかしいですよね。ホームページは見てほしいものですからね。

【仮野委員】

大いに市民に参加してもらいたいわけだから。電話番号なりホームページなんかは出していかないと。そういうのを出せる団体だけ選んだほうがいいよ。

【多田委員】

連絡先住所が空欄になっているということは、小金井市以外の団体でもいいということで考えてよろしいのでしょうか。

【コミュニティ文化課長】

団体の紹介を簡単にお書きくださいということで、３０字以内、「団体紹介の見出しになります」という部分がございますが、この３０字以内の短いメッセージで、団体名とともにアピールしていただくということで、あえて入れさせていただいたものです。その後で、活動の詳細として具体的な活動内容について御記入くださいということで入れさせていただきました。

もう１つ、団体の所在地等については、あくまでも小金井市内の団体を対象としているものでございます。

【多田委員】

それだったら、最初に郵便番号の１８４という数字を入れたほうがいいのでは。

【コミュニティ文化課長】

連絡先が、団体のほうは小金井市内にあって、代表の方の住所ですとか、常時連絡をとる方の住所が市外ということも考えられますので、あえてここは空欄の形にしてあるということでございます。

【多田委員】

もう１件ですが、保管期限が１年とあるのですが、毎年期限が来たら登録された団体に対してもう１回書いてくださいというのを、お送りすることなのですか。

【コミュニティ文化課長】

毎年更新をしていきたいという思いは持ってございますが、予算の都合などもございますので、現実的には隔年程度の更新になるのかなとは考えております。

遠藤委員からのホームページ掲載のほうも、非公開希望というのは違和感があるようなお話をいただきましたので、今後、適切に改善していきたいと思います。

【会　　長】

この案件につきましては、特に登録用紙を中心に、カテゴリーや記載の要領につきまして、委員から懸念があるところにいろいろ御意見等、御注文がつきましたので、諸点を十分に配慮して、この案件を承認いたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

８６ページ、諮問第３５号「障害者地域自立生活支援センター運営委託」になります。障害福祉課の案件でございます。

本業務は、平成１６年度にお諮りいただいておりますが、委託内容の（１）専門的な相談支援等を要する困難ケース等での対応を追加することから、今回諮問

するものです。

委託処理する個人情報の項目は、利用者氏名、性別、生年月日、住所、国籍のほか、項目のとおりでございます。

【会　　長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【畠山委員】

障害者地域自立生活支援センターというのは、厚生労働省が国会へ提出します障害者生活支援法というのが出て、従前の生活支援よりもかなり突っ込んだ法案でありますということですが、厚労省が今国会に提出する法案との、この新しい運営委託の内容とはどの程度整合性があるのか。全く関係なく、これはこれでやりましょうと言っているのか、あるいは将来また見直しましょうと言っているのかがわからないので。

それから、再委託の禁止が出てくるのですが、再委託に関して禁止なのだけれど部分的にはよく、丸投げはだめだということなのか、厳密にチェックをしないと、個人情報が漏れてしまうというリスクが高いのではないかと思います。だから、特例条項がついていると、その先までよく見ておかないと、どんな再委託をしているかがわからないということです。その２点をお聞きしたいと思いました。

【障害福祉課長】

１点目の、国のほうで動かれている、本来であれば２５年８月の総合福祉法のことだと思いますが、それに先駆けて、今回、２４年４月から、自立支援法の一部改正がありまして、その中で、こちらについては相談支援事業の充実という形で、その改正に伴っての業務内容の変更というところもあります。そういうところでは整合性というか、今後につながっていく制度の中での１つという位置づけではあると思います。

２つ目の再委託につきましては、私どもも基本的には再委託はないというところでは考えています。

【畠山委員】

今まで再委託はなかったということですか。

【障害福祉課長】

そうですね、ありません。

【畠山委員】

わかりました。

【西口委員】

平成１６年度諮問第５号の、委託処理する個人情報の項目と比較して、今回の諮問第３５号の処理する個人情報の項目が大幅に増えているのですが、これは理由があるのでしょうか。

【障害福祉課長】

こちら増えた理由が、相談支援の充実という形で、まだ様式等が国のほうから示されておりませんので、今度、相談支援ということで、介護保険とかを御承知の方だとおおむねはわかるかなと思うのですが、今度は障害サービスについても、サービス利用計画みたいなものをつくっていく形になっていまして、そういった中では、具体的な項目もその様式の中には含まれてくるというところで、情報の項目が多くなったというところです。

【西口委員】

ということは、国のガイドラインなり指針の中で、このような項目を入れるかもしれないというような情報があるということですか。入れてほしいということを暗に言われているということですか。

【障害福祉課長】

そういった利用計画をつくる上で、介護等の計画の中の項目も含まれているというところで、指針やガイドラインというものはまだ示されてはいないのですが、そういうことを引用しているというところです。

【西口委員】

これは国なり都道府県のレベルで、個人情報の項目についての通知があったわけではなくて、将来、この自立支援センターで、支援困難な利用者の方々の支援をしていくということを考えるに当たって、小金井市が独自に考えた処理項目というふうに理解していいですか。

【障害福祉課長】

そのように御理解いただいて結構です。

【西口委員】

そうすると、これはすべて同一ではなくて、市町村によってかなりばらつきがあると理解してよろしいですか。

【障害福祉課長】

そう思っていただいて結構だと思っています。国のほうから、４月１日から実施をする形にはなっていますが、様式等も全く示されていない中での諮問という

形になって、大変申しわけないとは思っているのですが、そういった中では、各市、大なり小なり変わってくるかなとは思っています。

【西口委員】

介護保険のアセスメント項目に比べて、ものすごく個人情報に関するものが多いので。介護保険の場合にはＡＤＬ情報を中心としたアセスメントになっていますよね。それに比べるとかなり、生活歴とか個人の秘匿に関する部分が非常に増えているので、この辺が気になったところです。すみません、以上です。

【会　　長】

８６ページの資料を例えば見てみても、西口委員の御意見にもあったように、委託処理する個人情報の項目がずらりと並んで、詳細をきわめていますので、我が市の個人情報保護条例の精神をみますと、必要以上の情報を収集しないと。適度で、最小限の情報を公は持つという精神を、今後とも、これにかかわらず反映させたいものと、会長も考えております。

それでは、この案件、今の御議論をあったものとして、これを承認いたします。

【総務課長】

市民課から先ほどの答弁を訂正させていただきたいということです。

【会　　長】

そうですか。その説明をお願いします。

【市民課長】

先ほどは大変失礼いたしました。諮問第３０号の件でございます。ＵＳＢメモリにつきまして、法務省にお伺いしましてから御通知を出したいと申し上げましたが、１２ページの、諮問の３０号を見ていただきたいと思います。

オンライン結合の内容につきまして、下から３行目に、「なお、市民課住民基本台帳システムと情報連携端末との間の住民情報の連携はオンライン接続ではなく、外部記憶媒体としてＵＳＢメモリを用いて行う」ということで、これは私どもで情報システム課と相談しまして、約１年前にＵＳＢメモリを用いて行うということで決めておりました。

この理由ですが、既存システムに色々と後づけシステム等を接続したりしますと、個人情報を守るためには好ましくないのではないかと。１日１回、ＵＳＢメモリを持って接続するということが個人情報を守るためには良いという相談をした経過がございました。大変失礼いたしました。

そのように答弁の訂正をお願いしたいと思います。

【会　　長】
　先ほどの議論で、特に白石委員から、ほかの国と地方団体等とのオンライン接続に関しまして、この案件だけがＵＳＢというものを介してやるという、オフラインによる物理的接続になっている意味は何かと御質問があったと思うのですが、今の御説明で一言コメントお願いしたいのですが。
【白石委員】
　例えば、１５ページの全体像の図ですよね。１８ページの図１もそうですし、２２ページの図５、６もそうですが、これは小金井市独自につくった図ではなくて、出典は法務省ですか。特に１５のほうの全体像は、グレーになっているということは、この図をもし法務省がつくっているとすれば、法務省自体がここはつながないよという意味でこうしたのかなと。小金井市独自の判断なのか、そこを聞きたいです。
【市民課長補佐】
　１５ページのＵＳＢ※セキュリティが高いものと書いてある、この絵につきましては、市民課で調整させていただいたものでございます。誤解を与えて申しわけございませんでした。
【白石委員】
　そうすると、国のほうは、情報連携についての方法は、基礎的自治体にゆだねますよという指示なのですか。
【市民課長補佐】
　はい。オンライン、ＵＳＢ、プリントアウトして手で入力をすると。おおよそこの３個のパターンを示されておりました。問い合わせました各自治体は、そこの部分についてはばらばらです。
【白石委員】
　そうすると、先ほどの市民課長の御説明に戻ると、小金井市の場合には、システムをいろいろ組み上げていっていますから、さらにここもオンライン接続するといろいろなシステム上に不具合が発生するのではないかというのが情報システム担当との協議の中で出てきて、結果としては外部記録媒体を使って情報のやりとりをしていこうという結論に達したということですね。
【仮野委員】
　非常にいいことじゃないですか。なぜ最初にそれを説明してくれなかったのですか。

【市民課長】

　すみませんでした。

【仮野委員】

　その関連ですが、２３ページの外部記憶媒体、ここでは「法務省からの基準によりセキュリティの高いものを選んだ」云々ということが書かれていますが、そうすると､その３つの選択肢の中で､小金井市は個人情報をという観点も含めて、ＵＳＢを選んだと。そのＵＳＢは何を使うかという意味で言うと、法務省の基準に合ったものを選んだ、こういう話ですか。

【市民課長】

　そうです。

【仮野委員】

　それを言ってくれれば、さっき解決している話ですよ。これは一体何を意味するかというと、システムの問題というか、意義とか、あるいは今後の運営の仕方などをつかんでいなかったということにならないですか。これだけいいことをしておきながら、それが我々から追及されて出てくるようでは困るじゃない。

【会　　長】

　関連して、嶋田委員、お願いします。

【嶋田委員】

　もしそうだとすれば、本当に大丈夫かどうかを内部だけでやって、もうちょっといろいろ調べて、もっと大丈夫だよというところまで、なぜやらなかったのですかと聞きたくなりますよね。

　例えば法務省に聞いてみるとか、システムの人、プラス何人かで、全体のことがどうかというところまで。２つの部署だけでやったというのは、ちょっと不安というか､そこまで考えたのだったらと､こう質問したくなってしまうのですが。

【会　　長】

　３委員からの御意見をまとめる形で、担当課からお答えを願います。

【市民課長】

　おそらくＵＳＢとかオンラインとか、各市町村、選択していると思います。先ほど担当も申しましたように、ＵＳＢメモリを安全に管理がしっかりできるようにつくらせていただきたいと思っています。

【仮野委員】

　手入力は大変だろうから、ＵＳＢを使うのはいいのだけれど。

【情報システム課長】

市民課のほうで御説明させていただきましたが、私４月より配属で去年の経過はわからないのですが、私どもの基幹系システムは、インターネット接続を全くしていないです。これは、外部接続することによる被害を防ぐという目的で、基幹系システムについてはインターネット接続をしない。さらに外部装置、ＵＳＢという話が出ておりますが、こういったものにも開放は一切しておりません。

ただ、業務上、どうしても必要となる場合がございます。今回の法務省の関係もありますし、東京都との連携等、システム的にデータを取り込まなければいけない状況につきましては、きちんと申請をいただいた上で開放すると。その開放期間も短期間で必要なところだけであけるような形です。

今回、市民課長がおっしゃったとおり、今度法務省と接続することによって、万が一にでもそういう情報漏洩、もしくはサイバー攻撃などが生じた場合、その被害の拡大を防ぐということで、ＵＳＢメモリのほうが、最小限に食いとめられるのではないかというようなことだと思います。

また、ＵＳＢメモリにつきましても、私ども、保管体制は、パスワードは複雑なものを設定することを義務付けておりますので、今後、市民課でのＵＳＢメモリの管理につきましては、こういった規定にのっとっていただいた上で、さらには保管につきましても、紛失等が生じないように努めていただくということは私も確認しておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

【会　　長】

この審議会は御承知のとおり、審議の発言全部が社会に公開されています。ですから、どういう暗号システムかと審議することが、手続を社会に教えることでもありますので、これ以上細かいところをつまびらかにするにも１つの限界、配慮というものが必要だし、また、ＵＳＢでの媒体を介した接続ということについても、社会的にもまだ完全に解決された問題ではありません。暗号だけでＵＳＢが安全を守れるか。媒体そのものがあまりにも小さいものでありますので、紛失をしたというケースがこれまでも何件もございますので、パスワードだけでなく、しっかりした、市民が安心して暮らせる、その視点に立って、庁舎内といえどもきちんとした保管、保持の仕方をぜひお願いしたい。これはもう、お願いするしか信頼のしようがございませんので、そういうことでこの問題を、現時点の本市としては判断したいと、当審議会では考えたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この案件を承認したいと考えます。

ただいまをもちまして、この諮問事項の審議、関連して報告事項にさかのぼっての関連事項の案件、すべてについて承認をいたしました。

最後に、次回の日程でございますが、会議室の確保の関係で、事務局案では平成２４年５月１８日、金曜日となっておりますが、御了承をお願いできますでしょうか。

御了承いただいたものといたしまして、次回は来る５月１８日金曜日、午後６時から当８０１会議室において開催いたしますので、よろしく、お願い申し上げます。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

―― 了 ――